

令和7年 第10回 大刀洗町議会定例会 一般質問一覧表 【1日目】

令和7年6月10日(火)

順番	質問者	質問事項	質問内容	質問の相手
1	平田康雄 小項目ごと	1 国際交流の推進について	市民の国際感覚を醸成するためには、第5次大刀洗町総合計画に基づき、各種施策を実施することが重要である。以下について問う。  (1) 国際交流の現状や各種施策の対応策は。 <ul style="list-style-type: none"><li>・国際交流の現状は。計画で定める施策の対応策は。</li><li>・成果指標の目標を達成するための具体的な施策は。</li></ul> (2) 外国人研修生の現状や交流の状況は。 <ul style="list-style-type: none"><li>・直近5年間の研修生の動向は。研修区分ごとの研修生の数は。</li><li>・成果指標で示された交流の内容は。研修生との交流は。</li></ul> (3) 外国人研修生との交流促進。 <ul style="list-style-type: none"><li>・交流を促進するため、町のイベントに研修生の招待を。</li></ul>	町長
		2 町の施設への勉強机の設置について	小都市生涯学習センターには31基の勉強机が設置されており、多くの市民が活用している。本町でも町の施設に勉強机を設置してはどうか。以下について問う。  (1) 町の施設への勉強机の設置状況など。 <ul style="list-style-type: none"><li>・勉強机の設置状況は。</li><li>・勉強机を設置することについての町の考えは。</li></ul> (2) 町の施設に勉強机の設置を。 <ul style="list-style-type: none"><li>・森林環境譲与税の活用により勉強机の設置を。</li><li>・大刀洗ドリームセンターや中央公民館などへの設置を。</li></ul>	町長 教育長
		3 ボランティアの表彰について	6月議会で町長から「表彰審査委員会で検討する」との回答があり、追跡調査では「10月7日に委員会を開催し、表彰する方向で検討する」とのことであった。以下について問う。  (1) ボランティア表彰の検討状況は。 <ul style="list-style-type: none"><li>・表彰審査委員会における検討状況や検討結果は。</li></ul> (2) 感謝状授与についての検討状況は。 <ul style="list-style-type: none"><li>・表彰審査委員会における検討状況や検討結果は。</li></ul>	町長
2	古賀世章 小項目ごと	1 取り戻せ「真っ当な」町政を。	昨年12月の一般質問で取り上げた、町課長職員の自作宿泊証明書による費用請求問題で調査中だが、他にも同様な請求を複数回繰り返していた事を、同職員が認めた。 当時の町長や教育長の答弁では「これ以外には、この種の事案は、後にも先にも無い」とのことだったが、前回の説明とは大きな齟齬が生じており、改めて問う。 (1) 当時の懲戒審査委員会の答申では、当該職員は過去に非違行為による処分歴が無く、本人も反省しているという理由で、「訓告」の軽い措置であった、と認識している。 <ul style="list-style-type: none"><li>・今回、複数の不適切請求を認めているが、どう考えるか。</li><li>・前回の委員会調査は抜け穴だらけだが、何を調べたのか。</li><li>・また、今後、懲戒審査委員会をやり直す考えは。</li></ul> (2) 当該職員は、『町が、令和5年1月から宿泊証明書以外の証明を認め、領収書はおろか請求書や復命書への記載のみで請求が認められるように、内規変更を行った』と主張。 旅費に関する条例では、領収書や宿泊証明書は必要な書類に含まれるとの認識であったが、これを緩めた理由は。 (3) 内規変更提案者と証明書の自作者は同じ人とのことだが。 (4) 内規の改変は本来、総務と会計との連名で行うものだが、今回、総務課のみで実施。なぜ会計課を外したのか。 (5) 最終決裁者は副町長だが決裁無く発出。捏造文書では？ (6) 懲戒委員会や庁議等の重要な会議では、担当課で要点を記載した簡易的な記録を残すよう指導する、と繰返し答弁しているが、まだ実施には至っていない様である。いつから？ (7) 繙続的な調査で、同様の不祥事や疑惑が浮上している。 これらが確定すれば、管理者トップの責任は免れないと判断する。今後の身の振り方は如何か。	町長 教育長
		2 倒壊寸前の「放置空き家」、その後の対応について、改めて問う。	本件は以前に問題提起をしていた下高橋行政区で長年に亘り放置され、隣・近所に迷惑や悪影響を及ぼしている倒壊寸前の「放置空き家」について、その後の町の対応や現状の課題、そして、今後の予定などについて、改めて問う。 (1) 町は、遠方にお住いの「放置空き家」持ち主と連絡を取り、法に準じ、問題解決に向けて対応されていると聞いているが、現在までの成行きと課題は。 (2) 町はこの空き家を、いつ「特定空き家」に指定したのか。そして、それは今、助言・指導・勧告・命令の、どの段階か。 (3) 現在の諸課題や問題点を踏まえ、町は、今後この案件をいつ頃までに、どのようにしようと考えているのか。	町長

順番	質問者	質問事項	質問内容	質問の相手
3	野瀬繁隆 小項目ごと	1 ごみ処理計画について	(1) 第2次一般廃棄物処理基本計画について ・計画策定の背景・意義と目的は何か。 ・当初計画を改訂し、本計画を策定するに至った背景と主な改訂点は何か。 (2) 廃棄物処理法第6条で定める事項について ・一般廃棄物の発生量及び処理量の現状と計画量の見込みは。 ・分別して収集するとした一般廃棄物の種類及び分別の区分の現状と計画は。 ・資源ごみの3Rにおける現状と計画について、どう取り組んでいくのか。 (3) サン・ポート構成団体における共通課題について ・今後、協働して取り組むべき課題は何か。また課題に対する共有認識が必要と考えるが。 ・課題解決のためには構成団体とのより一層の連携強化が不可欠であり、ロードマップの策定など協働した取り組みが必要と考えるが所信を。	町長
		2 地域振興について	(1) 大刀洗みらい研究所について ・研究所設置の「きっかけ」、必要性、目的は何か。 ・各年度の研究員（町職員・会社員毎）の人数と研究テーマは。 ・これまでの研究成果がまちづくり支援に果たした役割を具体的にどう評価しているか。 ・研究所の設置の目的・成果、必要性、費用対効果を含め継続、見直しなどを検証すべきと考えますが、所信を問う。 (2) 校区センターの管理・運営について ・センター長及び事務員の位置づけと業務内容・人数などの根拠となる規定は何か。 ・集落支援員の活動と校区センターとの法的関連は。 ・各校区センターで管理運営委員会が組織され会則が定められていますが、町はこの委員会をどう位置づけているのか。 ・地域づくり補助金が各運営委員会へ一律3百万円支出されているが算定根拠は。 ・補助金等の会計事務及び事務員の雇用形態を問う。	町長
4	白根美穂 小項目ごと	1 高齢者を取り巻く環境について問う	(1) 大刀洗町の高齢化社会に対して、町はどのような方針で取り組んでいるのか。 (2) 本町の高齢者について ①高齢者数・高齢者のいる世帯数・単独世帯数 ②見守りが必要な高齢者数は ・要支援者数（要支援1, 2別に） ・要介護者数（要介護1, 2, 3, 4, 5別に） ③要支援・要介護にならないために町で取り組んでいる事業はあるか ・その事業効果は ④セルフ・ネグレクトはあるか ・あるとすれば、その対応はどのように行っているか ⑤高齢者緊急支援事業とは何か ⑥高齢者緊急支援事業委託料が増額になっているのはなぜか ⑦委託料は毎年どのくらいの割合で増えているのか ⑧どのような虐待が増えているのか ⑨虐待が増えている原因をどのように分析しているか ⑩高齢者を取り巻く環境の改善に町はどのような対策をとっているのか	町長